

# 尾張旭市教育大綱

策定 平成28年2月 1日  
変更 令和元年8月21日  
変更 令和6年9月 3日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定により、尾張旭市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、次のとおり尾張旭市教育大綱（以下「大綱」という。）を定めます。

なお、大綱は、国の教育振興基本計画を参照し、尾張旭市第六次総合計画（以下「総合計画」という。）及び第2次尾張旭市教育振興基本計画（以下「市基本計画」という。）の内容を踏まえ、「基本理念」、「目指す人間像」、「基本方針」及び「重点目標」で構成します。

## 1 基本理念

「笑顔あふれる学びを未来へつなぐ 尾張旭の教育」

市基本計画に定める本市の教育理念「つながり合い 伸びる 尾張旭の教育～ こどもから大人へ 家庭から社会へ ～」の根幹である、「誰一人、取り残されない教育」を基本とします。

一人一人の持つ個性や能力を大切にし、子どもたちの心に、ともに生きることの喜びを感じることができる教育を進めます。

そして、生きがいを持って、学び続けることができる「学びの場」を提供し、生涯にわたって、笑顔の絶えない、幸せを感じることができる教育を進めます。

## 2 目指す人間像

市基本計画に定める「本市教育の目指す人間像」を基に、次のような人間像を目指します。

- 命を大切にし、多様性を認め合うことができる人
- 自ら学び、他者とつながることができる人
- ふるさと尾張旭を愛し、自分らしさを發揮し社会を担うことができる人

### 3 基本方針

総合計画及び市基本計画に定める「施策」を、大綱の基本方針とします。

- (1) 主体的に学ぶ教育の推進
- (2) 総合的な教育連携・協働の推進
- (3) 生涯学び続ける教育の推進
- (4) 文化・スポーツの振興

### 4 重点目標

総合教育会議における協議結果及び総合計画の施策別計画内重点パッケージに定める内容を踏まえ、次のとおり重点目標を掲げます。

- 個性豊かな能力や才能を伸ばす学びの場を創出することで、様々な分野でグローバルに活躍し、リーダーシップを発揮できる人材育成を目指します。
- 豊かな心と健やかな体や確かな学力の育成、多様な教育ニーズへの対応を図ります。
- 地域や学校での教育を支えるため、学校・家庭・地域の連携を図ります。
- 社会とつながり、生きがいのある豊かな人生を過ごすため、生涯学習活動の推進を図ります。
- 地域への愛着と楽しさを感じる暮らしを送るため、文化財の保護・保存及び次世代への継承を図るとともに、芸術文化・スポーツの振興を図ります。